

第1章

総論

1 計画策定の趣旨

我が国の年間自殺者数（人口動態統計※¹）は、平成10年に急増し、3万人を超え、その後も高い水準が続いていましたが、平成22年以降3万人を下回る状況が続き、令和元年は2万人を下回りました。しかし、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより、総数は11年ぶりに前年を上回り、その後2万人あまりで推移しています。

国においては、「自殺対策基本法※²」が平成18年10月に施行、平成28年4月に改正施行されました。また、自殺対策基本法※²に基づき、国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱※³」（以下、「大綱※³」という。）が平成19年6月に策定され、平成24年8月、29年7月の見直しを経て、令和4年10月に新たに閣議決定され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すことが改めて示されました。

福岡市においても自殺対策に総合的に取り組んでいくため、平成20年度に「福岡市自殺対策総合計画」（以下、「計画」という。）を策定し、様々な分野における関係機関・団体がそれぞれの役割を担いながら自殺対策に取り組んできました。

また、平成25年4月からは福岡市精神保健福祉センター内に「福岡市自殺予防情報センター」を設置（平成30年4月より「福岡市自殺対策推進センター」へと名称変更）し、当事者への相談対応や、相談支援機関への支援、関係機関や団体との連携強化等の取り組みを進めてきました。

福岡市の自殺者数は、平成10年の急増以降、毎年300人を超える高い水準で推移していましたが、このように自殺対策に取り組む中で、平成25年以降は200人台で推移し、令和元年は220人まで減少しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延を機に増加に転じ、令和3年は277人となっています。

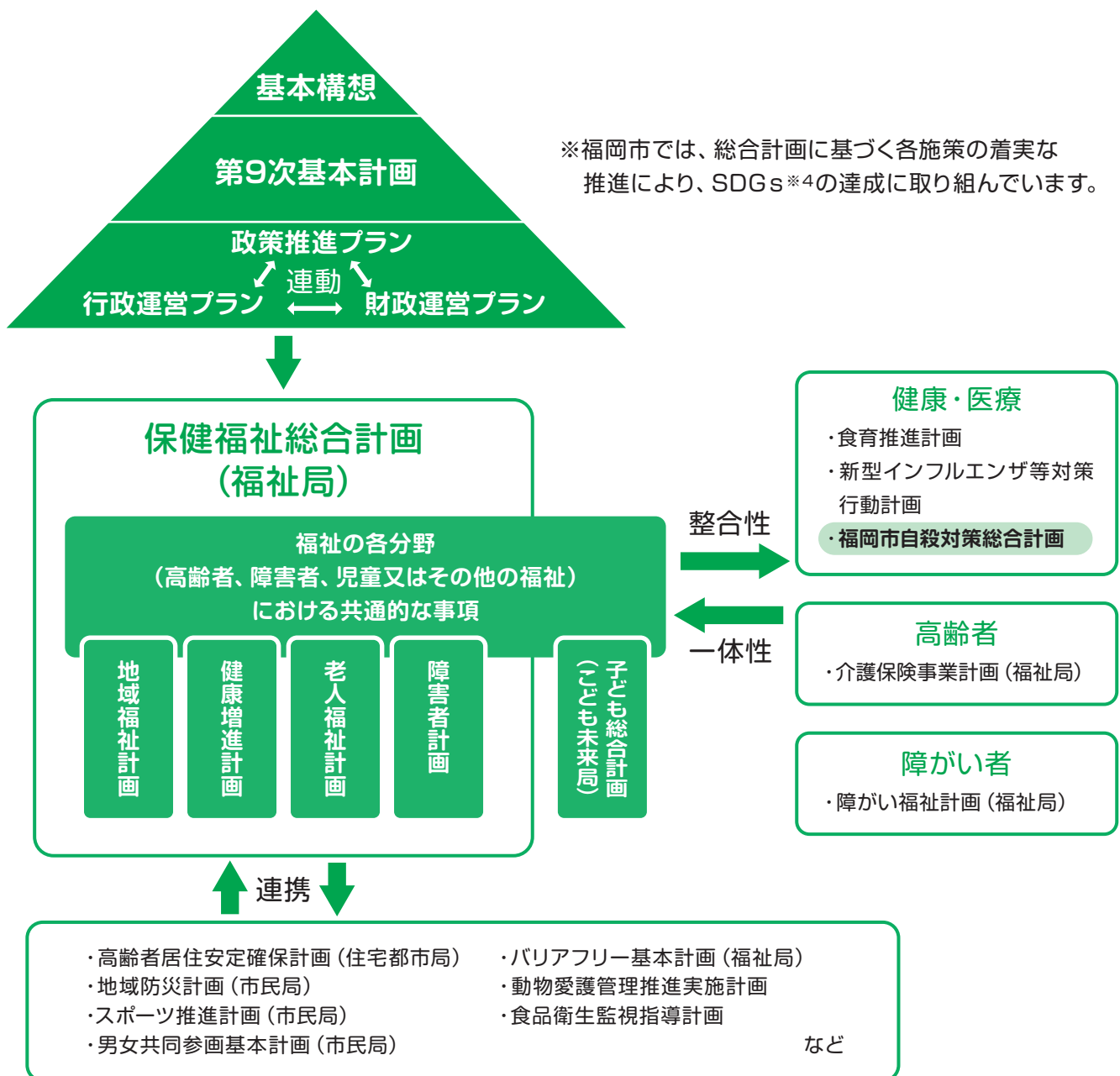
令和4年10月の大綱※³の見直しでは、自殺総合対策の基本認識として「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などが新たに追加されるとともに、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」等の12項目の重点施策に対し、新たに「女性の自殺対策を更に推進する」が追加されました。

福岡市においては、大綱※³に沿って新たに策定した本計画を中心に、更に効果的な自殺対策に積極的に取り組み、市民一人ひとりが自殺予防の主役となり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を改めて目指していきます。

2 計画の性格

この計画は、自殺対策基本法^{※2}及び大綱^{※3}に基づき、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための、福岡市の自殺対策の基本的方針を掲げ、各関係機関等の自殺対策の推進について、具体化するための行動計画として策定するものです。

また、福岡市基本構想に基づく福岡市福祉のまちづくり条例のもと、食育推進計画などとともに健康・医療施策の推進のための計画の一つであり、更に高齢者施策、障がい者施策などの推進のための計画との整合性を持つ、福岡市保健福祉総合計画を構成する計画の一つです。



3 計画の策定方法と経緯

新計画を策定するに際しては、自殺対策協議会※⁵の一部の委員によって構成された検討部会を設置し、福岡市の自殺の現状を踏まえ、この間の社会情勢の変化、新大綱※³で示された現状評価と課題、全国的な調査・研究、自殺予防対策に取り組んでいる関係団体・機関への取組状況分析、他都市での対策の分析など総合的な情報を基に、現計画の対策について活動実績及び課題の抽出を行いました。

それらの結果と新大綱※³における基本的な方針を基にして、福岡市自殺予防対策の今後の取組み等について、自殺対策協議会※⁵での協議を経て、新計画として策定しました。

※自殺対策協議会※⁵

自殺対策基本法※²及び大綱※³を受けて、福岡市が平成18年11月に設置し、医療、学識経験者、労働、警察など機関・団体の代表者で構成され、自殺対策について協議している。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度から9年度までの5年間とします。

この計画は、自殺対策基本法※²または大綱※³が見直された場合等、必要に応じて見直しを行うこととします。